［当座勘定規定］

１．（当座勘定への受入れ）

（１）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。ただし、以下で定める手形または小切手は受け入れることはできません。

ア　当連合会以外の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手

イ　2026 年９月 30 日を超えて振り出された当連合会を支払人および支払場所とする手形または小切手

（２）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当連合会は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。

（４）証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当連合会所定の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

２．（証券類の受入れ）

（１）証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。

（２）当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

３．（本人振込み）

（１）当連合会の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当連合会で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。

（２）当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（第三者振込み）

（１）第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第２条と同様に取扱います。

（２）第三者が当連合会の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、前条と同様に取扱います。

５．（受入証券類の不渡り）

（１）前三条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、前条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第１項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

（２）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

６．（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

７．（手形、小切手の支払等）

（１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026 年９月 30 日を超えて振り出された当連合会を支払人および支払場所とする小切手または手形を呈示された場合は、当座勘定から支払いません。

（２）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

（３）当座勘定の払戻しの場合には、届出または登録の印章により、当連合会所定の払戻請求書

に記名押印して提出してください。
（４）当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当連合会が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

８．（手形、小切手用紙等）

（１）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当連合会宛に連絡してください。
（２）払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。
（３）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
（４）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当連合会所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当連合会が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

９．（支払の範囲）

（１）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当連合会はその支払義務を負いません。
（２）手形、小切手の金額の一部支払はしません。

10.（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当連合会の任意とします。

11.（過振り）

（１）第９条の第１項にかかわらず、当連合会の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当連合会からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
（２）前項の不足金に対する損害金の割合は 14.6%（年 365 日の日割計算）とし、当連合会所定の方法によって計算します。
（３）第１項により当連合会が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
（４）第１項による不足金、および第２項による損害金の支払がない場合には、当連合会は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
（５）第１項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

12.（手数料等の引落し）

（１）当連合会が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
（２）当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当連合会所定の手続をしてください。

13.（支払保証）

小切手の支払保証はしません。

14.（印鑑等の届出）

（１）当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当連合会所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
（２）代理人により取引する場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

15.（届出事項の変更）

（１）手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によ

って当店に届出てください。
（２）前項の届出の前に生じた損害については、当連合会は責任を負いません。
（３）第１項による届出事項の変更の届出がなかったために、当連合会からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

16.（印鑑照合等）
（１）手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当連合会に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当連合会は責任を負いません。
（２）手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当連合会に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第８条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
（３）この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第１項と同様とします。

17.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）
（１）もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026 年９月 30 日を超えて振り出された当連合会を支払人および支払場所とするもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当連合会の判断により支払いを拒絶することができるものとします。
（２）前項の取扱いによって生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

18.（線引小切手の取扱い）
（１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026 年９月 30 日を超えて振り出された当連合会を支払人および支払場所とするもの、または振出日の記載がないものが提示されたときは、当連合会の判断により支払いを拒絶することができるものとします。
（２）前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第５項の規定による損害が生じても、当連合会はその責任を負いません。また、当連合会が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

19.（自己取引手形等の取扱い）
（１）手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
（２）前項の取扱いによって生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

20.（利息）
当座預金には利息をつけません。

21.（残高の報告）
当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当連合会所定の方法により報告します。

22.（譲渡、質入れの禁止）
この預金は、譲渡または質入れをすることはできません。

23.（反社会的勢力との取引拒絶）
この当座勘定は、第 25 条第２項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 25 条第２項各号の一にでも該当する場合には、当連合会はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

24.（取引の制限等）
（１） 当連合会は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期

限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２） 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当連合会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（３） 前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当連合会が認める場合、当連合会は当該取引の制限を解除します。

25.（解約）

（１）この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当連合会に対する解約の通知は書面によるものとします。

（２）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当連合会が取引を継続することが不適切である場合には、当連合会はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当連合会は責任を負いません。また、この解約により当連合会に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② この預金の預金者が第 22 条に違反した場合

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④ 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

ア．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

エ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

⑤ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

ア．暴力的な要求行為

イ．法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

エ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当連合会の信用を毀損し、または当連合会の業務を妨害する行為

オ．その他ア～エに準ずる行為

（３）当連合会が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

（４）手形交換所の取引停止処分を受けたために、当連合会が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

26.（取引終了後の処理）

（１）この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手であっても、当連合会はその支払義務を負いません。

（２）前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

27.（手形交換所規則による取扱い）

（１）この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

（２）関係ある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第７条の第１項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

（３）前項の取扱いによって生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

28.（照合表の保管）

この預金の取引明細は、当連合会が作成する「当座勘定照合表」に記載して交付しますので、「当座勘定照合帳」にとじ込んで保管してください。

29.（規定の変更）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、郵送・電子メール等による通知、店頭表示・当連合会ウェブサイト（ホームページ）への掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、通知や公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

30.（規定の交付）

（１）規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは電子メール等による配布、当連合会ウェブサイト（ホームページ）への掲載等の方法により行うこととします。

（２）印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当連合会窓口へ申し出てください。

以　上

（2026年10月１日現在）

小 切 手 用 法

1．小切手用紙は、当連合会における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

2．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026年９月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

3．小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当連合会へお届けのご印章を使用してください。
　なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

4．（１）金額は所定の金額欄に記入してください。
（２）金額をアラビア数字(算用数字1.2.3.…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「，」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
（４）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、当連合会名に重なることがないようにしてください。

6．小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。

7．小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、書面によりただちに届出てください。

8．小切手用紙は、当連合会所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

9．自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

算用数字	1			2				3		4			5	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貮	参	參	四	泗	肆	五	伍
算用数字	6			7		8		9		10		100		
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰
算用数字	1,000			10,000										
漢数字	仟		阡	萬										

〈その他〉圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

約束手形用法

1．手形用紙は、当連合会における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当連合会へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
4．（1）金額は所定の金額欄に記入してください。
（2）金額をアラビア数字(算用数字1.2.3.…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「，」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
（3）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
（4）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、当連合会名に重なることがないようにしてください。
6．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。
7．手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、書面によりただちに届出てください。
8．手形用紙は、当連合会所定の依頼書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。
9．自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

算用数字	1			2				3		4			5	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貮	参	參	四	泗	肆	五	伍
算用数字	6			7		8		9		10		100		
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰
算用数字	1,000			10,000										
漢数字	仟		阡	萬										

〈その他〉圓（円の異体字）、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以　上